

埼玉県警察本部告示第 176 号

道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 103 条の規定による行政処分について公開による意見の聴取を行うにあたり、当事者又はその代理人の申出により又は職権で、期日又は場所を変更したので、道路交通法の規定に基づく意見の聴取及び弁明の機会の付与に関する規則（平成 6 年国家公安委員会規則第 27 号）第 8 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和 8 年 8 月 12 日

埼玉県警察本部長 小澤 孝文

1 変更後の意見の聴取の期日

令和 8 年 8 月 18 日

2 変更後の意見の聴取の場所

埼玉県鴻巣市鴻巣 405 番地 4 埼玉県警察運転免許センター 4 階 意見の聴取室